

東かがわ市にこにこプラン

東かがわ市こども計画

令和7年度～令和11年度

計画策定の趣旨

「こども基本法」や「こども大綱」では、「全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を目指しています。本市においても、その基本理念や方向性に基づき、こども・若者、子育て支援に向けた総合的かつ一体的な施策の推進を図るため、「**東かがわ市にこにこプラン（東かがわ市こども計画）**」を策定します。

基本理念

**未来を担うすべてのこどもが
笑顔で健やかに育ち 主体的に生きるまち 東かがわ**

本市で暮らす、すべてのこどもが希望を持って成長することができるよう、健やかな成長に向けた取り組みや子育て家庭への各種施策を、地域社会全体で一層推進していくことを目指します。

基本的な視点

こども・若者の 幸せを第一に考える視点

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者、子育て当事者の意見を尊重し、幸せに成長していける環境づくりに取り組みます。

家庭の 子育て力を高める視点

保護者が、子育ての権利を享受できるよう、子育てを取り巻くさまざまな不安や負担を解消し、「子育て力」を自ら高めていくことができる環境づくりに取り組みます。

地域全体で 子育てを支える視点

こどもの成長を共に喜び、安心して子育てができる環境づくりや、多様な生き方が選択・実現できる環境づくりを、地域社会全体で取り組みます。

基本目標

- 基本目標1 こどもの主体性を育み、健やかで幸せな育ちを支援します
- 基本目標2 すべての子育て家庭を切れ目なく支援します
- 基本目標3 地域全体で子育てを支援します

施策の体系

■基本目標1 こどもの主体性を育み、健やかで幸せな育ちを支援します

こどもや若者の生活の主体である家庭、学校、地域が連携し、こどもが自己肯定感を持って、喜びや生きがいを感じて育つことができるよう、質の高い教育・保育及び豊かな学びを推進します。

また、困難を抱えるこどもや若者に寄り添った支援を行うとともに、若者が自らの意思で多様に将来を選択し、社会の中で自立できるよう支援します。

施策1 質の高い教育・保育の推進

- (1)就学前教育・保育及び学校教育の質の向上
- (2)就学前施設、小学校、中学校の円滑な接続

施策2 豊かな学びの推進

- (1)豊かな人間性、社会性を育む取り組み

施策3 多様な遊びや体験活動の充実

- (1)遊びや体験活動の充実

施策4 豊かな心と健やかな体づくりの推進

- (1)食育推進及び生活習慣の確立
- (2)体力向上に向けた取り組み
- (3)思春期保健に関する教育や知識の普及

施策5 困難を抱えるこども・若者への支援

- (1)ヤングケアラーの支援
- (2)不登校のこどもの支援
- (3)児童・生徒の困りごとに対する相談体制の確保
- (4)自殺予防対策・いじめ防止対策

施策6 修学・就労の支援

- (1)高等教育の修学支援
- (2)若者の就労、移住、定住の支援

成果指標	現状値(R6)	目標値(R11)
「今の生活に満足している」と答えたこどもの割合	61.3%	70.0%
「今の自分のことが好き」と答えたこどもの割合	73.4%	80.0%
「自分の将来について明るい希望を持っている」と答えたこどもの割合	78.1%	80.0%

■基本目標2 すべての子育て家庭を切れ目なく支援します

妊娠から出産、子育てにおいて、育児の不安や孤立感、負担感を乗り越えられるよう、切れ目のないきめ細やかな支援を行うとともに、より良い親子関係が形成できるよう、親子の育ちを支援します。

また、児童虐待防止対策や、障がいのあるこどもの成長・発達に応じた支援を推進します。

妊娠から出産、子育て、教育にかかる経済的負担の軽減を図るとともに、こどもの貧困対策やひとり親家庭等への支援を行います。

施策7 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

- (1)母子保健医療体制の確保
- (2)産前・産後の育児等の支援

施策8 親子の育ちの支援

- (1)親子の成長の支援
- (2)家庭教育の推進

施策9 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

- (1)多様な保育サービスの提供
- (2)一時的な保育関連サービスの提供

施策10 児童虐待防止対策の推進

- (1)こども家庭相談体制の確保
- (2)関係機関の連携による支援
- (3)児童虐待防止に関する普及・啓発

施策11 障がいのあるこどもの成長・発達に応じた支援・保育・教育の推進

- (1)特性や状況に応じた支援
- (2)障がいに対する理解促進
- (3)経済的支援

施策12 こどもの貧困対策の推進

- (1)教育の支援
- (2)生活の安定のための支援

施策13 子育て家庭への経済的な支援の充実

- (1)子育てや教育に関する経済的支援

施策14 ひとり親家庭への支援

- (1)相談事業及び自立、就労等支援
- (2)経済的支援

成果指標	現状値(R6)	目標値(R11)
「子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所がある」と答えた保護者の割合	95.8%	100%
「子育てが楽しい」と答えた保護者の割合	95.1%	100%
「市の子育て環境や支援に満足している」と答えた保護者の割合	28.2%	35.0%

■基本目標3 地域全体で子育て・子育てを支援します

こども・若者を権利の主体とし、こども・若者の権利に関する理解促進や、こども・若者が意見を表明しやすい環境づくりを推進します。

また、地域のネットワークを充実させ、地域全体の養育力を高める取り組みを推進するとともに、安心・安全に子育てができる生活環境の推進を図ります。また、地域子ども・子育て支援事業の充実や、その利用につながるよう、子育ての相談支援と情報提供の充実を図ります。

施策15 こども・若者の権利の保障

- (1)こども・若者の権利に関する周知・啓発
- (2)こども・若者のまわりの大人に対する情報提供や啓発

施策16 地域における子育て支援ネットワークの充実

- (1)子育て支援の充実
- (2)地域子育てネットワークの強化

施策17 子育てに関する相談体制及び情報発信の充実

- (1)相談体制の充実
- (2)情報発信の充実

施策18 こどもの居場所づくりの推進

- (1)こどもの居場所づくり

施策19 安心・安全に子育てができる生活環境の推進

- (1)犯罪、事故等からこどもを守る取り組み
- (2)こどもや子育て家庭にやさしいまちづくり

施策20 共働き・共育てができる社会づくり

- (1)働きながら子育てをしやすい環境づくりの推進
- (2)ワーク・ライフ・バランスの推進

成果指標	現状値(R6)	目標値(R11)
「市の子育て情報の充足度は十分である」と答えた保護者の割合	67.0%	80.0%
「東かがわ市が好き」と答えたこどもの割合	83.3%	90.0%



教育・保育の量の見込みと確保方策

就学前児童数の推移、ニーズ調査から算出した教育・保育の利用意向や就労希望等により、保育必要性の認定区分、年齢区分に応じた計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

教育・保育の区分	令和7年度		令和11年度	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1号認定:3～5歳 認定こども園	30人	155人	20人	155人
2号認定:3～5歳 認定こども園	327人	308人	225人	308人
3号認定:1～2歳 認定こども園	146人	223人	83人	223人
3号認定:0歳 認定こども園	15人	69人	7人	69人

※量の見込み:ニーズの量 確保方策:提供体制

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法で事業が定められており、市町村が地域のこども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。それぞれの事業の特性を考慮して、計画期間における各年度の適切な量の見込みを定め、提供体制の整備及び質の向上に努めます。

事業名称	上段:量の見込み(ニーズの量)	令和7年度	令和11年度
	下段:確保方策(提供体制)		
利用者支援事業 子育て家庭や妊産婦に対し、身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の相談に応じ、情報提供や関係機関と連携調整を行い、円滑に利用できるよう支援する事業です。	実施施設数(か所)	3	3
	実施施設数(か所)	3	3
地域子育て支援拠点事業 認定こども園等において、乳幼児やその保護者が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を提供し、また子育て情報の提供や講習などを実施する事業です。	延べ人数(人日/年)	2,517	2,343
	実施か所数(か所)	7	7
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。	健診受診数(人回/年)	1,148	966
	健診受診数(人回/年)	1,148	966
乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、母子の心身の様子や養育環境を把握し、子育て情報の提供や支援が必要な家庭に適切なサービスにつなげる支援を行います。	0歳児推計人口(人/年)	82	69
	訪問家庭数(人/年)	82	69
養育支援訪問事業 乳児家庭全戸訪問事業等で把握した、養育支援等が特に必要とする家庭に対して、家庭訪問し、適切な養育に向けた指導や助言を行う事業です。	対象者数(人/年)	1	1
	訪問家庭数(人/年)	1	1
子育て短期支援事業 保護者の出産や疾病その他の理由により、家庭においてこどもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等にこどもを預けて、必要な養育又は保護を行う事業です。	延べ人数(人日/年)	5	5
	延べ人数(人日/年)	5	5
ファミリー・サポート・センター事業 こどもの預かりや送迎等の子育ての援助を受けたい者と援助を行いたい者の相互援助活動をサポートする事業です。	延べ人数(人日/年)	300	239
	延べ人数(人日/年)	600	600
一時預かり事業(幼稚園型) 認定こども園等に在籍する1号認定のこどもについて、保護者の就労等の理由により通常の教育時間の前後や長期休業日等に、当該認定こども園等で一時的に預かる事業です。	延べ人数(人日/年)	10	10
	延べ人数(人日/年)	100	100
一時預かり事業(一般型) 保護者の短時間就労、傷病、冠婚葬祭等の理由により、一時的に家庭での保育が困難になった乳幼児について、認定こども園等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。	延べ人数(人日/年)	720	562
	延べ人数(人日/年)	720	720
延長保育事業 保育認定を受けたこどもが、保護者の勤務状況や家庭の事情等により、利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に、認定こども園等において保育を実施する事業です。	利用者数(人/年)	93	60
	利用者数(人/年)	120	120
病児・病後児保育事業 児童が病気や病気の回復期で、集団でいることが困難な場合で、かつ保護者が就労等により家庭での保育が困難な場合に、医療機関等の施設で一時的に保育及び看護ケアを行う事業です。	延べ人数(人日/年)	350	279
	延べ人数(人日/年)	350	350
放課後児童健全育成事業 保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に学校内の専用施設等において居場所を提供し、放課後の生活や遊びの場として、児童の健全な育成を図る事業です。	登録児童数(人/年)	444	333
	利用可能数(人/年)	480	480
子育て世帯訪問支援事業 家事や育児に不安及び負担のある子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が自宅を訪問し、育児支援や家事支援、相談・助言を行う事業です。	延べ人数(人日/年)	20	17
	延べ人数(人日/年)	20	17
親子関係形成支援事業 こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対して、講義やグループワーク及び保護者同士の交流等を通じて、よりよい親子関係を形成するための支援を行う事業です。	実人数(人/年)	12	10
	実人数(人/年)	12	10
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、妊婦のための支援給付と妊婦やその配偶者等に対して保健師等による継続した相談を行う事業です。	面談実施合計回数(回/年)	243	205
	面談実施合計回数(回/年)	243	205
乳児等通園支援事業 保育所等に通所していない生後6か月～2歳のこどもを対象に一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を確保するとともに、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。	延べ人数(人日/年)		8
	延べ人数(人日/年)		8
産後ケア事業 出産後1年未満の産婦とその乳児に対して、産科医療機関等において宿泊や通所等を行うことで母子のケア及び相談を行う事業です。	延べ人数(人日/年)	133	112
	延べ人数(人日/年)	133	112

東かがわ市にここにプラン【概要版】
東かがわ市こども計画 令和7年3月

発行:東かがわ市市民部 こども家庭課
〒769-2792 香川県東かがわ市湊 1847 番地 1
TEL:0879-26-1229 FAX:0879-26-1209



東かがわ市
HIGASHIKAGAWA CITY

https://www.higashikagawa.jp/kosodate_kyoiku/index.html

市のホームページに子育て・教育に関する様々な情報を掲載しています。
ぜひご活用ください。

